**別添**

**平成２９年１０月４日**

**全国遊技機商業協同組合連合会**

**回胴式遊技機商業協同組合**

**営業所から提出される「誓約書」及び「確認書」の取扱いについて**

**誓約書：新基準に該当しない回胴式遊技機の設置比率に関する誓約書（認定申請用） 確認書：新基準に該当しない回胴式遊技機に関する確認書（中古移動用）**

**１．認定申請用の「誓約書」（ 別紙１) について**

**①　誓約書の確認者は、「認定申請 遊技機点検確認依頼書」の確認者（管理者）と同一、また、営業者印も同依頼書の営業者印と同一であることを確認してください。**

**②　原本は組合員保管とし、組合にはコピーを提出してください。**

**③　確認証紙注文時**

**ア　誓約書は、依頼の都度、営業所が作成して依頼書に添付することになっていますので、１０月５日以降に依頼を受けた分の確認証紙を注文するときは、「確認証紙（認定申請用）注文書」に依頼書と誓約書を添付してください。誓約書が提出されていない場合、確認証紙を発給することはできません。**

**※　１０月４日の注文書締め切り後に営業所から１０月４日付けの依頼書が**

**提出された場合、１０月５日の注文書には誓約書が添付されていなくても受**

**付します。**

**イ　同一ホールから同一依頼日で複数機種の依頼書が提出された場合、注文書に添付する誓約書は１枚で結構です。**

**④　打刻申請書類提出時**

**打刻申請書類を組合に提出するとき、誓約書の添付は不要です。**

**２．中古移動用の「確認書」（ 別紙２) について**

**確認書の運用方法は、従来使用している「新基準に該当しない回胴式遊技機に関する確認書」と同じですが、以下の点にご注意ください。**

**ア　新たに追加された「入替日」欄は、開店予定日が記入されていることを確**

**認してください。**

**イ 「入替日（開店予定日）」が１１月３０日以前の案件に使用されていても**

**受付します。**

**ウ　１２月１日以降の入替分に従来の確認書が使用された場合は、新しい確認書の再提出が必要です。**

**以上**